

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第70号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後									
<p>(利用料)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 紹介外初診時負担額（病床数が200床以上の病院で医療局長が定めるものにおいて行う初診（健康診断、予防接種その他医療局長が別に定める場合に係る初診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 岩手県立中央病院及び岩手県立中部病院 2,100円（消費税等が課されないものにあつては、2,000円）</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>7 <u>健康増進のために運動療法の施設を利用する場合の利用料</u>の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>利用料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>普通利用</td><td>1回につき 500円</td></tr><tr><td>回数利用</td><td>11回につき 5,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">定期利用</td><td>3月につき 6,000円</td></tr><tr><td>6月につき 12,000円</td></tr></tbody></table> <p>8 [略]</p>	区 分	利用料の額	普通利用	1回につき 500円	回数利用	11回につき 5,000円	定期利用	3月につき 6,000円	6月につき 12,000円	<p>(利用料)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 紹介外初診時負担額（病床数が200床以上の病院で医療局長が定めるものにおいて行う初診（健康診断、予防接種その他医療局長が別に定める場合に係る初診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる<u>病院の</u>区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 岩手県立中央病院、<u>岩手県立中部病院</u>及び<u>岩手県立磐井病院</u> 2,100円（消費税等が課されないものにあつては、2,000円）</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p>
区 分	利用料の額									
普通利用	1回につき 500円									
回数利用	11回につき 5,000円									
定期利用	3月につき 6,000円									
	6月につき 12,000円									
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>										

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。